

1.1.1 現庁舎等の機能における問題点・課題の整理

(1) 2つの市役所機能の整理

今回の分庁舎方式と統合庁舎方式を比較検討するに当たって、市役所機能を次の2つに大きく分けて検討する。

機能	概要
市民サービス機能	市民自治センター、行政サービスセンター等における窓口機能、住民登録、戸籍などで、多くの来庁者の来庁目的の機能
執務機能	市役所職員が庁舎内で執務をするための機能

※ 議会関連機能については、執務機能に含む

「執務機能」と「市民サービス機能」について、それぞれを統合する場合と統合しない場合に分けて検討することが必要である。

(2) 機能別の今後の方向性の検討

①市民サービス機能

市民サービス機能を統合する場合と統合しない（現状のまま）場合のメリットとデメリット・問題点は、次のものが考えられる。

	メリット	デメリット・問題点
統合しない場合	<ul style="list-style-type: none"> 身近な場所で窓口提供できる 市民が利用することに慣れた場所でサービス提供できる 	<ul style="list-style-type: none"> 運営コストがかかる
統合する場合	<ul style="list-style-type: none"> 運営コストが節減できる 必要な手続が1か所でできる 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口が減り不便になる

②職員の執務機能

職員の執務機能を統合する場合と統合しない（現状のまま）場合のメリットとデメリット・問題点は、次のものが考えられる。

	メリット	デメリット・問題点
統合しない場合	<ul style="list-style-type: none"> 旧町ごとに庁舎があることが市民に安心感を与える 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の移動コストがかかる 本来業務に充てる時間が減る 市役所のガバナンス（統治・統制）が弱くなる 職員の連帯意識が希薄になる
統合する場合	<ul style="list-style-type: none"> 職員の移動コストがなくなる 移動時間を本来業務に充てることできる 市役所のガバナンスが強化される 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所が市民から遠い感じを与える可能性がある

1. 1. 2 今後の方向性のパターン

(1) 「市民サービス機能」と「執務機能」の統合に関する方向性

「市民サービス機能」と「執務機能」をそれぞれ統合する、しないの場合に分けて検討する場合の検討パターンは下表の3つ（太字のパターン）がある。

	執務機能を 集約しない	執務機能を 集約する
市民サービス機能を 集約しない	現状の4庁舎方式を維持する	市民自治センター 行政サービスセンター } 現状 執務機能は集約
市民サービス機能を 集約する	— この組合せは考えにくい	両機能とも集約

※集約には、1か所に統合すること以外に、現状の複数箇所から箇所数を減少して集約することも含めている。

(2) 「市民サービス機能」と「執務機能」の統合に関する検討の視点

上記の3つのパターンについて、それぞれの概要と検討事項を整理する。

①現状の4庁舎方式を維持する

【概要】

☞ 市民サービス機能（行政サービスコーナー含む）も職員の執務機能も現状のままとする。

【検討事項】

- a) 市民サービス機能の利用者が周辺住民に偏っている点
- b) 庁舎間移動などの本来業務以外に職員の時間が取られる点
- c) 市役所職員の連帯意識が希薄になる点
- d) 市役所のガバナンスが弱くなる点
- e) 分散した庁舎での災害対策活動となり、大規模災害時においては、災害対策本部員会議での決定事項が迅速に伝わらず、対策活動にも支障が出る可能性がある
- f) 建物の維持管理コストは現状のままであることに加え、耐震化されていない庁舎の改修費が必要となる
- g) 職員、公用車の移動にかかるコストが現状のまま必要となる

②「執務機能」のみを集約し、市民サービス機能は現状のまま

【概要】

☞ 職員の「執務機能」を1～2か所に集約するが、市民サービス機能（行政サービスコーナー含む）は現状のままとする。

【検討事項】

- a) 市民サービス機能の利用者が周辺住民に偏っている点
- b) 市民に身近な職員の数が減り、市民から遠い市役所の印象を与える可能性がある点

c) 市民サービス機能を提供する場所

現行の市役所の場合、市民サービス機能以外のスペースが空くのでその活用方法
隣接するほかの公共施設等に移転する場合、その場所と、現行庁舎の活用方法

d) 市民サービス機能を維持するためのコストが必要となる（現状のまま）

e) 職員を集約できる庁舎を確保するために、庁舎の規模を拡大（新築）する点

f) 執務機能を集約する箇所数（1か所か2か所）と場所

③ 「市民サービス機能」「執務機能」とも集約

【概要】

∞ 「市民サービス機能」及び職員の「執務機能」ともに現状より少ない箇所数に集約する。

【検討事項】

a) 市民サービスの提供場所の数が減り、市民の利便性が低下する点

b) 市民に身近な職員の数が減り、市民から遠い市役所の印象を与える可能性がある点

c) 市民サービス機能及び執務機能を集約する箇所数（1か所か2か所）と場所

市民自治センター、行政サービスセンターをそれぞれ何か所に集約するか
集約する場所、残す場所はどこが良いか

d) 職員を集約できる庁舎を確保するために、庁舎の規模を拡大（新築）する点